

2022年8月18日

石川県知事 殿

石川県社会保障推進協議会

代表委員 飯森 和彦

同 奥村 回

同 桶間 諭

同 橋本 明夫

同 松浦 健伸

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要請書

県民のいのちと健康を守るためご尽力いただいていることに対し、敬意を表します。

さて、感染力が強いオミクロン株の派生型「BA. 5」の広がりに伴う急激な感染拡大が続いています。県内でも、職員の感染や家族感染による濃厚接触者が急増し、医療・介護・福祉現場が逼迫しています。「これまで経験したことのない厳しい事態」との声が上がっており、診療を一部制限する病院も出ています。現場がひっ迫するなか、2年半に及ぶ新型コロナ対応で、医療・介護・福祉労働者の疲弊は極限に達しています。

しかし、「第7波」に対する政府の対策には、根本的な変更はありません。石川県においても同様ですが、これでは感染者の急増は止まりません。第6波に続き、第7波が再び起こってしまっている原因は、誰の目にも明らかです。政府が有効な対策を実施しないのであれば、県として独自の対策を進めるほかはないと考えます。

「第7波」から県民のいのちを守るための具体的な対策の確立と必要な財源の確保などを行い、真に実効性のある感染症対策を示すよう、下記のとおり強く要請します。

記

1. 「第7波」の急拡大に対する以下の緊急対策を講じること。

(1) 無症状者が受けられる無料のPCR検査を大幅に増やすこと。無料PCR検査場を県内各市町村に設置し、いつでも住民が検査を受けられる体制を整備すること。

(2) 高齢者施設や医療機関に感染を持ち込まないために、感染拡大が収束するまでの間、出勤する職員は毎日、検査が行えるようにすること。

(3) 体調不良を押しての出勤や登校は行わせないようにすること。賃金の低下を気にすることなく、療養に専念できるよう、県として支援すること。

(4) 自己検査陽性者について、重症になりつつある人に医療資源を有効に振り向けるため、ごく軽症や基礎疾患のない人等、重症化リスクの低い人については、医療機関に直接受診せずとも保健所等が迅速に感染者認定登録できる仕組みを構築すること。

(5) 病床使用率の公表にあたっては、医療従事者の感染による欠勤の影響で、数値以上にひっ迫している現状があることから、県が責任をもって調査・把握し、正確な情報を公表すること。

(6) 現在の感染状況や、そこから類推される今後増える入院患者数や死亡者数の規模を考慮し、行動制限を検討すること。行動制限を実施するにあたっては、基準や目安について、わかりやすく県民に示すこと。行動制限に伴う事業者の経済的損失に対する十分な補償を行うこと。

2. 高齢・障害等の入所施設における陽性者は、診断の手引きに則り、原則入院とすること。高齢者であることや、障害があることをもって入院の対象から外さないこと。

また入院のベッドが足りず、やむを得ず施設や自宅での療養になる場合も、訪問診療などで治療が受けられるようにすること。

3. 入院のひっ迫などを背景に、入所施設に留め置かれ、必要な医療にアクセスできず亡くなったケースを調査し、その実態を明らかにするとともに、同様の事態を今後繰り返すことのないよう、感染症対応病床の大幅な拡充とそれを支える医師・看護師・医療スタッフの大幅増員をはかること。

4. 高齢者施設や障がい者施設でクラスターが発生するなどして一時的に稼働率が下がった場合や、併設する事業を一時停止して支援職員に充てた場合などの減収補填を行うこと。

5. 内閣府地方創生推進室発出の事務連絡「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(2022年4月1日付)により、臨時交付金の取り扱いが示されているところです。地域住民のいのちと健康を守るため、当該交付金を最大限活用し、地域医療を守る政策を継続・拡充するよう自治体に指導・徹底すること。

6. 急速な感染拡大により、保健所の負担が増加した場合においても、機能不全に陥らずに、地域の実情に応じて必要な保健所機能を維持及び発揮できるよう、必要な人員や施設・設備を拡充するための財政支援策を強化し、保健所の個所数を増やすことを国に強く求めること。

以上